

遠鉄百貨店友の会の契約約款<会則>を
十分お読みいただいた上お申し込みください。

入会者は、本契約約款<会則>を受領した日を含む8日間は、第1条に規定する「株式会社遠鉄百貨店友の会」宛に書面にて通知することによりこの入会の撤回を行うことができ、その効果は書面(ハガキ、封書)を発送した時から生じます。
この場合、既にお支払いされている予約金等は遅滞なく全額をお返しします。

※上記は、郵送または訪問によるお申し込み、または契約の場合に適用します。

株式会社遠鉄百貨店友の会会則(契約約款) 株式会社遠鉄百貨店友の会

第1条 名称等

本会の名称は「遠鉄百貨店友の会」と称します。本会は静岡県浜松市中央区砂山町320番地の2所在の株式会社遠鉄百貨店友の会が運営します。

第2条 目的

本会は株式会社遠鉄百貨店をご愛顧くださる日本国内居住の個人会員のお買物等の便宜と会員相互の親睦を図ることを目的とします。

第3条 特典

- 1.会員は本会が定める特典をうけられるほか、随時、本会が企画する各種催物にも参加出来ます。
- 2.本会の特典をうけられる会員は、毎月継続して積立金<会費>をお払い込みいただいた会員ご本人に限ります。

第4条 入会、積立方法及び領収証の発行

- 1.入会ご希望のお客様は入会申込書に所定の事項を記入し、友の会へ持参または郵送にて
 - (1)予約金として1回分の会費相当額を添えて友の会にてお申し込みいただく方法。
 - (2)予約金として1回分の会費相当額を預貯金口座自動振替(以下口座振替という)にてお支払いいただく方法。
- のいずれかによりお申し込みいただき、本会が入会を認めたときに入会並びに契約成立(口座振替の場合は初回会費の引落し決済時)とします。
- 2.契約成立とともに、予約金は第1回分の会費とし、契約金額から第1回分を除いた残高については、下表に記載されている内容に基づき本会へお払い込みください。

なお、お一人様のお申し込み総口数は12口までとし、積立途中でのコース変更及び1口の契約金額の変更はできません。

コース名	1口の契約金額 (積立金総額)	毎月の 会費	ボーナス	満期お受取額 (満期金)	積立の期間 及び積立回数	
3,000円 コース	36,000円	3,000円	1,500円	37,500円	1ヵ年 12回	
5,000円 コース	60,000円	5,000円	2,500円	62,500円		
10,000円 コース	120,000円	10,000円	5,000円	125,000円		
30,000円 コース	360,000円	30,000円	15,000円	375,000円		

※会費の払い込み方法は、窓口(店頭)における入金、または口座振替のいずれかとします。

※会費の払い込み期限は、窓口(店頭)における入金は毎月末日までとし、口座振替は毎月18日(金融機関が休日の場合は翌営業日)とします。

- 3.第2回目以降の会費は毎月末日までに会員証を添えて、友の会へ直接お持ちいただくか、または指定の金融機関より口座振替にてお払い込みいただきます。なお、口座振替に関する取り扱いは別途定めた規定によります。
- 4.友の会へ直接お払い込みいただきました会費につきましては、所定の領収証をお払い込みの都度発行いたします。口座振替の場合は、預貯金通帳への記帳をもって領収証にかえさせていただきます。領収証は、お買物カードとしてのご利用手続きが完了するまで保管願います。
- 5.銀行(金融機関)等への預貯金と異なり、お払い込みされた会費には、利息は発生いたしません。

第5条 会則の交付・再交付

本会は、入会申込みの際に、この会則をご入会ご希望のお客様に書面にて交付します。この会則は、契約条件等が記載されたものですので、大切に保管してください。

第6条 会員証(お買物カード)

1.会員になられた方には会員証をお渡しいたします。会員証は会費完納及び満期後、所定の手続きにより商品等とお引換えるできるお買物カードとしてご利用いただけるようになります。解約の際、及び商品等との引換えることができる金額(以下「積立満期金」という)が0円になった際は、会員証をご返却ください。なお、お渡した会員証は他人への譲渡は出来ません。また本会は盗難、紛失等の責を負いませんから、十分ご注意の上大切に保管してください。

2.会員証の盗難、紛失の場合には、速やかに本会及び所

轄の警察署へお届けください。会員証の盗難、紛失及び破損については、所定の手続きにより、会員証を再発行いたします。その場合、再発行1件につき300円(消費税込み)の事務手数料をいただきます。なお、その場合には、旧会員証は無効とします。

3.会員証(お買物カード)のご利用は、ご本人に限ります。

第7条 本人確認

各種手続において、本会が必要と認めた場合には、会員ご本人を証明するもの(運転免許証・健康保険証・パスポート・マイナンバーカード等。以下「公的な身分証明書」という)の提示を求めることがあります。また、会員ご本人以外の方が各種手続きをされる場合は、委任状等、当会が定める書類をご提出していただきます。

第8条 住所変更等の届け出

入会の際に届け出た住所、氏名、預金口座等についてご変更があった場合は、速やかに本会まで届け出てください。この届け出が無い場合には、本会への届け出済みの内容に従って本会が発した通知は、会員に到着したものとみなします。また、住所等が変更となり、本会に届け出が無い場合には、各種お手続き等が出来ない場合もありますので、ご注意ください。

第9条 会費完納とお買物カードとしてのご利用手続き等

- 1.会費の完納は、第4条の表に記載する毎月の会費を積立期間の最終月まで毎月継続して払い込みになることを言い、満期とは、最終の払い込み期限とします。満期後の手続きに関するご案内は、会費の払い込み方法が、窓口(店頭)における入金の場合には最終月の会費領収証に記載し、口座振替の場合には郵送にて予め行います。
- 2.友の会会員は、会費の入金方法(持参積立会員・口座振替会員)にかかわらず、会費の完納後、満期月の翌月より、会員証を満期金のお買物カードとして利用できるようになります。この積立満期金の受け取りは、本会にて自動的に行います。積立満期金は、お選びいただいたコースにより第4条の表のとおりとなります。
- 3.上記手続き後も、積立満期金の残高は、商品引換時のレシートにも表示されます。積立満期金の残高の引落しは、積立満期金交付の古い順、金額の低いコース順に引落します。残高は会員証カードには記載されませんのでレシートは大切に保管してください。
- 4.会員証の盗難、紛失があった場合は速やかに当会へ届け出ください。届け出時点の商品等の未引換残高については、再発行後の会員証カードに引き継ぐことが出来ます。

第10条 商品引換等

1.会員証(お買物カード)のご提示で、株式会社遠鉄百貨店における取り扱い商品のうち、積立満期金の残高の範囲内で商品等とお引換えします。ただし、次の商品等はご利用除外となります。

商品券、ギフト券、金・白金・銀の地金類、請負工事代金、駐車料金、チケット・旅行等他、店舗で特に指定する商品のお支払い並びに掛売入金。

※詳細は友の会窓口にお問い合わせください。

2.お買物の際、積立満期金の残高を使用する場合は、各種優待券(友の会会員証、カードによる優待等)との併用は出来ません。

第11条 個人情報の利用等

1.本会は、本会則(契約約款)に基づき、商品の売買の取次業務及び会員への各種ダイレクトメール等での営業のご案内のために、個人情報(入会の際に届け出いただいた氏名、住所、生年月日、電話番号、会員番号、契約コード等)を、安全管理のために必要かつ適切な組織体制の構築及び社内規定の策定をした上で収集・利用します。

2.本会と個人情報の提供に関する契約を締結した株式会社遠鉄百貨店は、会員宛に各種ダイレクトメール等での営業のご案内のために、会員の同意の上で、個人情報を利用いたします。ただし、会員は本会に対し、このような目的のための個人情報の提供の中止を求めることが出来ます。

3.会員は、本会に対し、会員ご自身の個人情報を開示するよう求めることができ、開示請求により、会員ご自身の個人情報の内容に不正確または誤りであることが明らかになった場合には、会員は本会に対し、訂正等を求めることが出来ます。また、個人情報保護法上の手続き違反があった場合には、利用停止を求めることが出来ます。

第12条 解約等

1.この契約は、会員の申し出により、積立期間満了前に解約することができます。

2.本会は会員が次のいずれかに該当したときは、会員に通知することにより、この契約を解約することができるものとします。

(イ)第2回以降の会費のお払い込みについて、払込期日より1ヶ月を超えて延滞されたため、本会から20日以上の相当の期間を定めて、その払い込みを書面にてご催促したにもかかわらず、その期間内に払い込みいただけなかったとき

(ロ)入会申込書その他の届け出に虚偽の記録があったとき

(ハ)この会則のいずれかに違反されたとき

(二)暴力団、総会屋等又これらに準じる反社会的勢力の構成員若しくは準構成員である等の関わり合いが判明したとき

上記(イ)事由により解約する場合は、その期間の終了日をもってこの契約の効力は失効します。上記(ロ)から(二)の事由により解約する場合は、直ちに契約の効力は失効します。

また、(イ)から(二)の事由による契約の効力が失効する場合は、会員側の事由による解約として上記1による解約としてお取り扱いいたします。

3.会員は、本会が営業の廃止、許可の取消その他本会の責に帰すべき事由によって、入会の目的を達する事が不可能になった場合には、解約することができます。

4.解約手続は、ご本人確認のため、原則として友の会窓口にて行います。その際には会員証カードのほか、公的な身分証明書とご印鑑が必要となります。なお、窓口での手続きが困難な事情がある場合は、当会までご相談ください。

第13条 解約に伴う会費等の精算

1.会員が前条1及び2の理由をもって解約された時の精算は、1の解約の申し出の日または2の催告期間終了の日から45日以内(この項において「解約精算期間」といいます。)に、次の(ア)又は(イ)の金額を遅滞なく本会から受領することができます。

なお、既にお払い込みの会費の額を請求する権利は、解約精算期間経過後5年間請求がない場合には消滅するものとします。また、次の(ア)・(イ)の金額を受領する場合において、解約のために要する費用として解約手数料600円(消費税込)を控除させていただきます。

(ア)積立期間満了前の場合には、既に払い込んだ会費に相当する額

(イ)積立期間満了後の場合には、それまでに商品等に引き換えた後の積立満期金残高から特典(ボーナス)相当額を控除した額(したがって、この場合、会員はボーナス分の利益を享受していただけないことになりますので、ご了承ください)

2.この契約が前条第3項により解約された場合、会員は次の(ウ)又は(エ)の金額を遅滞なく本会から受領することができます。

(ウ)積立期間満了前の場合には、既に払い込んだ会費の額、及びその額に法定利率を乗じた額を合計した額の現金

(エ)積立期間満了後の場合には、それまでに商品等に引き換えた後の満期金残高から特典(ボーナス)相当額を差し引いた額に法定利率を乗じた額を合計した額の現金

なお、(エ)に於いて、ボーナス相当部分の額は、積立満期金の残高にボーナス付与割合を勘案して1/25を乗じた額(百円未満切捨)として計算させていただきます。

第14条 営業保証金及び前受金保全措置等

1.本会は、割賦販売法に基づき、会員がお払い込みの会費及び契約金額に相当する商品等の未引換残高(積立満期金の残高)の合計額の1/2に相当する額について、前受金保全措置を講じることが義務付けられており、次の機関と営業保証金の供託及び供託委託契約の締結により前受金保全措置を講じています。

営業保証金

静岡地方法務局浜松支局

静岡県浜松市中央区中央1丁目12番4号浜松合同庁舎
供託委託契約の受託者

日本割賦保証株式会社

東京都港区虎ノ門2丁目8番1号

株式会社静岡銀行

静岡県静岡市葵区呉服町1丁目10番地

ただし、上の機関については、本会の都合により変更する場合がありますので、ご確認に際しては、友の会事務所まで直接お問い合わせください。

2.本会が倒産、破産等により前条2の支払いが不能となつた場合は、会員は、既にお払い込みの会費または積立満期金の残高について、割賦販売法に基づき、1の営業保証金または供託委託契約の受託者から弁済を受けることが出来ます。

第15条 営業地域

本会の営業地域は、静岡県とします。

第16条 友の会に関するご相談窓口

各種ダイレクトメール等での営業のご案内の中止の申し出や個人情報の開示・訂正・利用停止等の会員の個人情報に関するお問い合わせ、及び本会に関するお問い合わせ、苦情等はご入会された友の会にて承ります。

株式会社遠鉄百貨店友の会

〒430-8588 静岡県浜松市中央区砂山町320番地の2

TEL: 053-457-5201 (直通)

この契約約款(会則)は2025年3月1日から適用します。